



## 【申請方法】

申請には以下の1～3の書類を添付のうえ、事業局事業部後援係まで提出してください。

1. 後援願申請用紙 ※1枚コピーしそれぞれに捺印のうえ、2枚1組で提出してください。
2. 実施要項、企画書、趣意書など、詳しい事業の内容がわかる資料
3. (過去に開催の実績がある場合)前回開催時のチラシ・パンフレットなど

開催1カ月前までにお申し込みください。

開催まで1カ月未満の場合、承認できないこともあります。

承認には(可・否)ともに2週間前後、希望内容によっては3週間ほど要します。

ご希望の回答期限がある場合、希望回答日の3週間前までにお申し込みください。

## 【審査結果通知】

・名義後援申請書は、株式会社東奥日報社で審査し、承認する場合は「承認通知書」を発行します。なお、審査の結果、後援を承認できない場合もあります。

・承認通知書の発行に伴い、ポスター・チラシ・プログラム・会場内看板などに、申請された事業の「後援」団体として、以下のように名義を表記することができます。なお印刷物などの発注は、承認通知書受領後に行ってください。

東奥日報社の表記—『東奥日報社』を使用してください。

東奥日報文化財団の表記—『東奥日報文化財団』を使用してください。

・申請または承認された後に事業内容が変更になった場合は、速やかに事業局事業部後援係へご連絡ください。

・名義後援の承認は、東奥日報の記事掲載を保証するものではありません。取材依頼は別途、編集局または最寄りの支社局へ資料を添付し依頼してください。連絡先は朝刊の地方総合面に掲載しております。

## 【提出先】

〒030-0801

青森市新町2-2-11 東奥日報新町ビルNew's2階

東奥日報社事業局事業部後援係

TEL:017-718-1135 FAX:017-718-1132